

○川口市介護保険運営協議会条例

平成 12 年 3 月 23 日条例第 31 号

（設置）

第 1 条 介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、川口市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- （１） 保険料の料率に関する事。
- （２） 保険給付の種類及び内容に関する事。
- （３） 地域包括支援センターの運営に関する事。
- （４） 介護保険施設等の運営に関する事。
- （５） 地域密着型サービスの運営に関する事。
- （６） その他介護保険事業の運営上重要な事項に関する事。

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （１） 知識経験者
- （２） 保健・医療・福祉関係者
- （３） 被保険者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 8 条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（部会）

第 9 条 協議会において、特別の事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第 10 条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

（委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。